

松尾社（正八幡宮境内）

八幡宇佐宮を勧請したとき、この地の地主神として祭ったのがこの松尾社といわれる。例祭は旧四月十日。この日境内には農具や野菜苗物等の市が立ち、相撲もあってにぎわつた。もとは藁葺屋根の社殿があつたが、白アリの被害を受け、昭和三十八年に現在の石造殿に改められた。昭和十四年に秋穂小学校奉安殿が初老の人々の寄進でできていたが、敗戦後撤去され、その材を使って万代不易の神殿として屋根だけ改めたものである。高さ四・四m、前面一・九m、奥行一・五mある。



今月の主な内容

- | | |
|----------|---|
| 2・3ページ | お互いに人権尊重を、人権週間 |
| 6・7ページ | 12月4日から10日。家庭奉仕員の派遣対象を拡大 |
| 4・5ページ | みんなの健康 |
| 8・9ページ | 公民館だより |
| 10・11ページ | 郷土小史。最低賃金を「存じですか。私はこう思う交通事故を防ぐには。園児を募集します |
| 12ページ | お知らせ |



火気の使用が多くなり、火災の起りやすい季節を迎え、「火の用心 心で用心」を合言葉に、全国いっせいに秋の火災予防運動が行われています。この運動により町民一人ひとりが防火に対する意識と認識をもち、火災の発生を防止し、悲惨な焼死事故や財産の損失を防止して、明るい生活を営みましょう。

●身体不自由者、幼児、老人などの自力避難が困難な人を残しての外出は極力避けましょう。

火の出火に備え、消火器等の正しい使い方を日ごろから考えておき、初期消火に万全を期しておきましょう。

また、自己消火ができないときは速やかに一九番に通報しましょう。

なお、本年も従業者三十人以上の事業所を対象とするエネルギー消費構造統計調査が同時実施となりますので、該当事業所におかれましては、ご協力のほど重ねてお願いします。

この月は、固定資産税第三期分、国民健康保険税第七期分の納期月です。納期限は十二月二十五日となっております。

調査にあたっては、従業者三十人以上の事業所を対象とする甲調査、二十九人以下を対象とする乙調査および企業の本社・本店が対象となる丙調査に区分して行わる調査票は、工業統計調査員によつて配付、収集されますので、よろしくご協力くださいますようお願いします。

この日を契機に、私たち一人ひとりが障害者問題を改めて考え直し、社会的な連帯意識の下に「障害者の日」にふさわしい活動を推し進めたいものです。



お互いに人権尊重を

人権週間 12月4日～10日

人権の相談は人権擁護委員へ

人間は生まれながらにして人間らしく生きて行く権利を、だれもが等しく持っています。この権利を「人権」といい、日本国憲法もこれを保障しています。

しかし、毎日の生活を営んでいくうえで、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようになるのかわからぬため困ったりすることがあると思います。

人権の相談は人権擁護委員へ

法務省では、今年も十二月四日から十日までを「人権週間」に定め、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。これを機会に人権尊重の意識をより高め、明るく楽しい社会をつくるよう、お互いに努力しましょう。

人権週間 12月4日から

委員の山下茂登氏（中津江）まだ宮原勝恵氏（中条）へご相談ください。相談は無料で、難しい手続きもいらぬ、秘密も守られます。

また山口地方法務局人権擁護課（山口市黄金町二一一九、電話山口二二一一二九五）でも相談に応じています。

十二月三十一日現在で実施される「工業統計調査」は、明治四十年以来毎年継続して行われており、製造業に属するすべての事業所を対象とした、いわば製造業の国勢調査ともいべきものです。

この調査は、我が国から十日までを「人権週間」に定め、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。これを機会に人権尊重の意識をより高め、明るく楽しい社会をつくるよう、お互いに努力しましょう。

「工業統計調査」が行われます

我が国では、国際障害者年だった昨年、十二月九日を「障害者の日」として宣言しました。

十二月九日は、一九七五年（昭和五十年）に国際連合で「障害者の権利宣言」が採択された日です。この基本的人権と障害者問題を示しており、調査の結果は、国および地方公共団体の行政資料として、あるいは民間企業の経営上の参考資料として広く利用されています。

「障害者の日」は障害者問題について私たちの理解と認識を深め、障害者の福祉の増進を図ろうとするものです。

この日を契機に、私たち一人ひとりが障害者問題を改めて考え直し、社会的な連帯意識の下に「障害者の日」にふさわしい活動を推し進めたいものです。

12月9日は
障害者の日

この月は、固定資産税第三期分、国民健康保険税第七期分の納期月です。納期限は十二月二十五日となっています。

納期内に完納しましょう。

ご存じですか 国民年金

老人や重度の身体障害者あるいは重度の心身障害児のある家庭で、日常生活を営むのに、その家庭内で介護を行うことが困難な家庭、または介護者を得られない家庭に対し、町は家庭奉仕員を派遣し、身の回りのお世話や介護を行っています。

この家庭奉仕員の派遣を受けることのできる家庭は、これまで低所得世帯に限られていたため、無料で派遣されていましたが、本年十月一日から改正され、低所得世帯以外の世帯にも、希望すれば有料で派遣できることになりました。

国民年金の請求は忘れずに



国民年金では、被保険者が重い障害になったとき、一家の大黒柱を失ったとき、自分が六十五歳になつたときに、年金が受けられます。

しかし、これらの年金は黙つても受けられるわけではなく、本人からの請求がないと支給されません。それも、五年をすぎると時効にかかり、その期間の年金は

受けられなくなりますので、年金を受けられる状態になつたら、忘れずに町役場の年金係で手続きをしてください。請求に必要な書類は窓口に用意してあります。そのときは、印鑑と年金手帳をご持参ください。

なお、年金の種類によつては、一度では必要な書類が整わない場合もありますのでご了承ください。

秋穂郵便局では、十一月六日、七日の二日間、町主催の文化祭に初めての取り組みとして、小郡電報電話局と協賛し次のような内容の郵便祭り行事を行いました。

皆さん、多數おいでいただきありがとうございました。

また、局では「これからも地域行事に積極的に参加し皆さんとともに町発展に寄与したい」といっ



- 与 郵便祭りの内容
- ◆ 貯蓄・保険相談コーナー
 - ◆ 電話コーナー(無料サービス)
 - ◆ 風景印押捺台紙販売
 - ◆ 敬老似顔絵展ならびに賞状授与
 - ◆ 各種切手展示、記念切手販売
 - ◆ 年賀はがき販売
- 年賀はがきは十二月二十五日まで必ず郵便局にお出し下さい。

家庭奉仕員の派遣対象を拡大 所得税課税世帯にも

有料で派遣します

老人や重度の身体障害者あるいは重度の心身障害児のある家庭で、日常生活を営むのに、その家庭内で介護を行うことが困難な家庭、または介護者を得られない家庭に対し、町は家庭奉仕員を派遣し、身の回りのお世話や介護を行っています。

この家庭奉仕員の派遣を受ける

ことのできる家庭は、これまで低所得世帯に限られていたため、無料で派遣されていましたが、本年十月一日から改正され、低所得世帯以外の世帯にも、希望すれば有料で派遣できることになりました。

(8)重度の心身障害のため、日常

希望される場合は、町民課または大海支所へ書類を提出してください。緊急の場合は、電話でも結構です。

詳しいことは、町民課へお問い合わせください。

◆派遣対象者

①老衰、心身の障害、傷病等の理由により、臥床している等日常生活を営むのに支障があるおおむね六十五歳以上の人

②重度の身体上の障害等のため、日常生活を営むのに支障がある人

生活を営むのに支障がある児童(十八歳以上の精神薄弱者および重症心身障害者を含む)

◆利用者の費用負担

利用世帯の階層区分	利用者負担額(1時間当たり)
A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0
B 生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0
C 生計中心者の前年所得税課税年額が3万円未満の世帯	290
D 生計中心者の前年所得税課税年額が3万円以上の世帯	580

お母さんの言葉
姉ちゃんは歌が大好きです。
ときには物の取り合いをして困ります。
二人とも元気で育ってくれる
ればと思います。

下村・田中茂穂さんの
長女 貴子ちゃん
(2歳11か月)
次女 裕子ちゃん
(1歳1か月)

写真提供



みんなの健康

年末・年始の清掃業務



次のとおり、年末や年始の清掃などの業務を行いますので、ご協力くださいますようお知らせします。

■ゴミ収集業務の休業

十二月二十九日(木)から一月四日まで

※可燃物(あざぶ類) 二十八日(火)までと一月五日(水)は、特別に全町を対象に収集し、六日(木)からは平常どおりです。

※不燃物・可燃物(紙、ビニール・プラスチック類) 二月二日

十二日(水)までに各区の搬出場所へ持ち出し、家庭の大掃除などで出るゴミは、十二月三十日(木)までに青江ゴミ埋立処理場へ直接搬入してください。

■青江ゴミ埋立処理場の管理 休業は十二月三十一日から一月四日(火)までは処理場を閉門します。

■不用犬の引き取り

年末は十二月二十三日(木)で終わり、年始は一月十三日(木)から始めます。

■火葬場(斎場、清明苑)の使用手続

年末・年始を問わず、隨時行います。

12月の保健衛生行事表

日	曜日	受付時間	行事名	場所	対象
14	10	9	7	2	
火	金	木	火	木	
13:30 ~ 16:00	13:00 ~ 15:00	9:30 ~ 11:30	13:00 ~ 13:30	13:00 ~ 15:00	9:30 ~ 11:30
あんま術研修会	保 健 相 談	高 血 壓 予 防 教 室	保 健 相 談	高 血 壓 予 防 教 室	
老人福祉センター	大海分館	中央公民館	屋戸公民館	中央公民館	住民で希望者
者委員会	各区ほけん推進	住民で希望者	住民で希望者	住民で希望者	住民で希望者

山口県歯科衛生士学院の学生を募集

募集人員 五十人

修業年限 二か年

受験資格 満十八歳以上二十五歳未満の女子で、次の各号に該当する人。

①高等学校卒業者および来年三月卒業見込みの人。

②高等学校卒業者と同等以上の学力がある人。

出願期間(一次募集) 来年の一月十四日まで

試験日 五十八年一月二十二日と二十三日

出願手続き 試験科目等詳しいことは、町役場保健衛生課または学院(電話山口二三一八二〇)へお問い合わせください。

12月の健康



洋の東西を問わず、酒は古来人々の生活の中に深くかかわり合っており、百葉の長」とさえ言われ、愛飲されている。だが、その反面、酒は健康を損ね、人生を滅ぼす「毒」とも警戒されており、禁酒を訴える声も各方面で広がっている。その中で、このところ飲酒の年齢層が低くなり、なかでもティーンエーカー、女性の飲酒が急に増え、アルコール中毒患者の増加も世界的傾向となっている。世界保健機構を中心とした国連の関連機関は、いつぞやに注意信号を出し、我が国の厚生省も「適正飲酒」のため活発な運動を始めている。

酒を飲む、飲まないは個人の自由だが、だれもが飲酒について正しく知ることはたいせつなことだ。時は十二月、酒に親しむことが多いこの機会に、飲酒についてもう一度考えてみよう。

②飲酒量

このようにアルコールは決まり速度で分解されていく。日本酒一合、ビール一本で三時間かかる

の複雑化に伴い、欲求不満やストレスの多い現代社会は、孤独酒、レスの多い現代社会は、孤独酒、欲求不満酒など、現実逃避的な飲酒傾向が強くなってきた。このように現代社会はアルコール中毒になる危険性が非常に高いといえる。だから、お酒を飲む人はもちろん、飲まない人も適正飲酒の方法を正しく理解することがたいせつだ。

①アルコールの作用

我々がアルコール飲料をとると、そのほとんどは胃腸から吸収される。そして血液に入つて全身にくまなくしみ渡り、血中のアルコール濃度は徐々に上昇していく。このとき、体に及ぼす主な作用は脳に対しても、脳のコントロール装置をマヒさせる。また吸収されたアルコールは直ちに代謝作用が始まり、主に肝臓が分解作用の役目をする。

・高血圧予防教室を開催



本町における成人病（脳卒中、ガン、心臓病等）死亡者の総死亡率に占める割合は、年々増加傾向を示しており、昭和五十四年には二割、つまり十人のうち七人は成人病で死亡されたということになります。

この成人病のなかでも成年早期になるとだれでもます気にかかる「高血圧」について次の日程で教室を開催します。この機会に多数ご参加ください。

対象 留意者

日時および内容（講師名）
十二月二日（木）午後一時三十分から三時三十分まで
演題「成人病と集団検診の結果について」
小郡第一病院院長 中山純先生

日時および内容（講師名）
十二月九日（木）午後一時三十分から三時三十分まで
演題「高血圧を予防する食生活および日常生活について」
会場 秋穂町中央公民館

●知りたい適正飲酒

酒はその歴史も古く神仮の儀式や冠婚葬祭など、良きにつけ、あしきつけ、人生の喜怒哀樂をアルコールとともに過ごしてきた。

その意味で、日本人の酒の飲み方は、集団酒から始まり、それが現在の宴会酒、社交酒となつて残っている。

その半面、高度経済成長や社会の複雑化に伴い、欲求不満やストレスの多い現代社会は、孤独酒、

欲求不満酒など、現実逃避的な飲酒傾向が強くなってきた。

このように現代社会はアルコール中毒になる危険性が非常に高いといえる。だから、お酒を飲む人はもちろん、飲まない人も適正飲酒の方法を正しく理解することがたいせつだ。

④お酒の飲み方十訓

お酒を正しく飲むことは、イラも酔い加減は違ってくる。このように個人差のあるお酒だからこそ、適正飲酒を守るために、自分自身の健康状態や適量をわきまえて、これがいいせつだ。

イラをなくし、気分がそうかいになり、明日の活力の基にもなる。そこで最後にお酒を上手に飲むための「適正な飲み方十訓」を紹介しよう。

①周りの人々に迷惑にならないよう、朗らかな笑いの出る雰囲気で、自分も他人もともに楽しめよう。

②毎日続けて飲まないこと。週二日は「酒なし日」（アルコールとビール大びん一と二本。日本酒一と二合。ウイスキー・ダブル一と二杯でやめよう。平均的日本人（体重六十キロ）の場合、それぞれ三本、三合、三杯を限度としよう。

③時間をかけてゆっくり飲もう。空腹状態では飲まないこと。

④つまみ等を食べながら飲もう。空腹状態では飲まないこと。

⑤ビール大びん一と二本。日本酒一と二合。ウイスキー・ダブル一と二杯でやめよう。平均的日本人（体重六十キロ）の場合、それぞれ三本、三合、三杯を限度としよう。

⑥遅くても夜十二時には酒をやめよう。

⑦強い酒は薄めて飲もう。

⑧薬と一緒に飲まない。

⑨強い酒は薄めて飲もう。

⑩チャンポンで飲むと適量がわからなくなるので注意しよう。



くなるように飲もう。
②他人に酒の無理強いは禁物。
③時間をかけてゆっくり飲もう。
④つまみ等を食べながら飲もう。
⑤ビール大びん一と二本。日本酒一と二合。ウイスキー・ダブル一と二杯でやめよう。平均的日本人（体重六十キロ）の場合、それぞれ三本、三合、三杯を限度としよう。

勘定だ。そこで酒を飲むには代謝時間を考え、ゆっくり飲むことと、時間に合わせた適量以上は飲むこと、同じ量を飲んでも肝硬変になる人もいれば、ならない人もいる。体の大きさやそのときの健康状態、お酒のつまみや食べる量によっても酔い加減は違ってくる。このように個人差のあるお酒だからこそ、適正飲酒を守るために、自分自身の健康状態や適量をわきまえて、これがいいせつだ。

お酒を正しく飲むことは、イラも酔い加減は違ってくる。このように個人差のあるお酒だからこそ、適正飲酒を守るために、自分自身の健康状態や適量をわきまえて、これがいいせつだ。

秋穂町文化祭

皆さんのご参加とご協力で盛況のうちに終了

菊萬る十一月六日、七日の両日恒例の文化祭を盛大に開催しました。文化の秋にふさわしく、公民館を中心とした町民のかたがたの文化活動や、同好会の発表の場として、公民館における学習の成果はもとより、婦人会をはじめ、社会教育、学校教育に関する作品展示や、芸能まつり、ダンスパーティ、バザー、映画会、協賛事業の郵便まつり（秋穂郵便局）等々盛況のうちに終了することができました。文化祭の様子を一部ですが写真でご覧ください。



秋穂町文化祭 祝芸能まつり



秋小ママコーラス



文化祭 祝芸能まつり



▼民謡教室の皆さん

秋穂町文化祭 祝芸能まつり



▼作品の展示を見学する人たち



公民館では、この度、社会教育関係の学習効果の向上や、記録保存等のためVTR（ビデオテープレコーダー）一式を購入しました。

すでにご家庭でVTRをお持ちのかたがたくさんあると思いますが、このVTRを町民の皆さんに効果的にご利用いただくため、次の要領でVTR講習会を実施いたしますので、個人および、学校・社会教育関係団体のかたがたは、ふるってご参加ください。

VTR講習会を開催

「え」円満な家庭に育つ
思いやり

家庭教育通信

No. 80

・しつけのいろは、 幼児期のしつけ

思いやりの心を育てるうえで、大人の生活態度です。家族のいせつなのは、いつも身近に接すれば、子どもの気持ちの中に、やさしい思いやりや同情などの心が育つわけはありません。

家の中でも、両親が互いにやさしくいたわり合っている姿から、子どもは自然に思いやりの心をはぐくんでいきます。

子どもは、最も身近な両親の日常のふるまいからや言葉ばかりでなく、考え方や感じ方なども敏感に受けとめ、それをモデルとして成長します。

家族が、愛情と信頼で結ばれた

円満な家庭から、子どもは相手の立場や感情を尊重すること、自分を抑えることなど、思いやりの心を学んでいくのです。



12月の学級・教室開催日

◎公民館の休館：毎週月曜日・祭日

日曜	中央公民館	大海分館
1 (水)	卓球・絵画・詩吟	華道
2 (木)	民踊・洋裁	謡曲
3 (金)	トレーニング・民謡・青年団	
4 (土)	茶道・社交ダンス	
5 (日)	3B体操・ソフトボール講習会・バドミントン	
6 (月)	トレーニング・剣道・安来節・青年団	詩吟
7 (火)	卓球・絵画・詩吟・高齢者	
8 (水)	民踊・楽器・いてふ会(謡書)	謡曲
9 (木)	トレーニング・青年団	
10 (金)	園芸	茶道
11 (土)	3B体操・ギター・サッカースポ少(大小)・町内バドミントン大会(大小)	
12 (日)	トレーニング・剣道・華道・和裁・青年団	民踊
13 (月)	卓球・絵画・詩吟	
14 (火)	民踊・洋裁	詩吟
15 (水)	トレーニング・民謡・青年団	華道
16 (木)	茶道・社交ダンス	謡曲
17 (金)	3B体操・サッカースポ少(大小)たこつくり講習会・バドミントン	
18 (土)	トレーニング・青年団	
19 (日)	卓球・絵画・詩吟	華道
20 (月)	民踊	
21 (火)	園芸・クリスマスダンスパーティー	謡曲
22 (水)	3B体操・ギター・しめ飾り作り講習会・バドミントン	茶道
23 (木)	公務納め	園芸
24 (金)		
25 (土)		
26 (日)		
27 (月)		
28 (火)		
29 (水)		
30 (木)		
31 (金)		

級 （※女子は男子として出場可）	務する人
参加資格	町内在住者または町内に勤
参加料	一人三百円
申し込み期限	十二月七日（火）まで
申し込み	に、中央公民館または大海分館へお申し
ください。	込みください。
くください。	詳細については、中央公民館へお尋ね

公民館では、町民の皆さん気が軽く参加しプレーできるバドミントン大会を次の要領で開催します。多数のかたがたの参加をお待ちします。

最低賃金をご存じですか

県内の工場・事業所に働く人たちに適用される最低賃金が、ことし次のとおり改正されました。この最低賃金に足りない賃金を支払うことは、法律で禁止されています。

業種（または作業）	一般の者 1日	時間給の者 1時間	発効 年月日
機械・金属製品等製造業 および自動車整備業	円 3,557	円 445	57.11.24
ただし電気機械器具製造業	3,337	418	
木材・木製品・家具・装備品製造業	3,432	429	57.12.2
出版・印刷・同関連産業 (速記・筆耕・複写業) (を含む)	3,375	422	57.12.12
窯業・土石製品製造業 ただし萩焼など陶磁器製造業	3,595 3,358	450 420	57.12.13
食料品製造業 ただし清掃など軽作業	3,294 3,149	412 394	57.12.16
卸売業・小売業 (代理商・仲立業を含) (み飲食店を除く) ただし清掃など軽作業	3,429 3,276	429 410	57.12.22
織維産業 ただし雇入れ後6か月未満と糸切りなど軽作業	3,285 3,116	411 390	57.12.24
上記以外の業種	3,017	380	57.11.1

(注) ①最低賃金のうちには、皆勤手当、精勤手当、家族手当、通勤手当は算入されません。

②精神または身体障害により著しく労働能力の低い人や職業訓練法による訓練中のなど、最低賃金以上の賃金支払いが困難な人については、最低賃金を適用しなくてもよい場合があります。

詳しいことは、山口労働基準局（電話山口22-1144）または山口労働基準監督署（電話山口22-1238）へお尋ねください。

●おもちゃの選び方
事故から子どもを守るために
は、おもちゃ自体が壊れにくく、
丈夫で安全なものを選ぶことが必
要です。しかし、安全性や強度な
どは、見た目だけでは分かりにくい
ものです。安全なおもちゃを選ぶ
うえで目安になるのが、S.T.(セ

・ティ・トイ)マークです。
このマークは、おもちゃ業界が
安全性について自主的な基準を設
け、この基準に合格したものに対
してつけられているマークです。
このマークを目安にして選ぶこと
も一案です。

●おもちゃの与え方
気をつけたいのは子どもの発達
段階に応じた、その年齢にふさわ
しいおもちゃを与えることです。
なかでも、安全性は年齢や運動能
力を考慮する必要があります。

●四、五ヶ月～一歳
赤ちゃんも四ヶ月～五ヶ月を過ぎる
二ヶ月～三歳になると、運動能力も
大きくなりますから、壊れ
にくい丈夫なもの、とつぎな使い
方をしてもらいましょう。

●二ヶ月～三歳
最近は、ままごと遊びなどに使
用される電化製品のミニチュアも精
密になっています。レンジなどで、電池等の電源を使いやけども
楽しむようになります。

●おもちゃを与える際は親もとき
どと一緒に遊び、遊び方のヒント
を教えることもたいせつです。また、花火など危険なおもちゃを使
うときには、必ず大人が付き添う
ようにしましょう。



と、なんでも口にしますから、材
質は、常に清潔を保つことがで
き、なめても無害であることはも
ちろんですが、形状や付属品につ
いても、けがをしたり、飲み込ん
で窒息するといった危険のないも

と、なんでも口にしますから、材
質は、常に清潔を保つことがで
き、なめても無害であることはも
ちろんですが、形状や付属品につ
いても、けがをしたり、飲み込ん
で窒息するといった危険のないも

と、なんでも口にしますから、材
質は、常に清潔を保つことがで
き、なめても無害であることはも
ちろんですが、形状や付属品につ
いても、けがをしたり、飲み込ん
で窒息するといった危険のないも

するくらいの高い温度になるもの
もあるので注意しましょう。ま
た、回転したり、動いたりするお
もちゃについては、手や髪を巻き
込むことがないかどうか、よく確
認しておきましょう。

おもちゃを与える際は親もとき
どと一緒に遊び、遊び方のヒント
を教えることもたいせつです。また、花火など危険なおもちゃを使
うときには、必ず大人が付き添う
ようにしましょう。



自分がルールを守る

秋中3年 福田 美緒里

私の中学生活のなかで、欠かすことのできないのが、自転車通学である。毎日、三キロの道のりを自転車で通学することが、私の日課となつてはいる。

そこで問題となつてくるのは、交通ルールである。並進をしてはいけない。ヘルメットを着用しよう。車間距離をあけよう。これは、先生がたも、口をすっぱくして言われていることだ。私が登校するさい、いちばん守られていないと思うことに、自転車の並進があげられる。

救急病院群輪番表

村田博愛病院 三田尻一丁目1~24 (TEL 22-2310)	中原病院 緑町一丁目7~61 (TEL 22-3145)
三田尻病院 お茶屋町3~27 (TEL 22-1110)	松本外科病院 天神二丁目1~44 (TEL 22-1409)

(いずれも防府市)

月 日	12月		1月	
	曜日	病院名	曜日	病院名
1日	水	木	木	木
2日	木	金	金	金
3日	金	土	土	土
4日	土	日	日	日
5日	日	月	月	月
6日	月	火	火	火
7日	火	水	水	水
8日	水	木	木	木
9日	木	金	金	金
10日	金	土	土	土
11日	土	日	日	日
12日	日	月	月	月
13日	月	火	火	火
14日	火	水	水	水
15日	水	木	木	木
16日	木	金	金	金
17日	金	土	土	土
18日	土	日	日	日
19日	日	月	月	月
20日	月	火	火	火
21日	火	水	水	水
22日	水	木	木	木
23日	木	金	金	金
24日	金	土	土	土
25日	土	日	日	日
26日	日	月	月	月
27日	月	火	火	火
28日	火	水	水	水
29日	水	木	木	木
30日	木	金	金	金
31日	金	土	土	土

保育園児



黒瀬保育所四十五人 四歳～五歳
秋穂児童館五十人 四歳～五歳
※二歳児は秋穂保育園と大海保育園でそれぞれ六人程度募集します。

昭和五十八年度の保育所、児童館の園児を次の要領で募集します。
⑥自宅が災害に遭い、その復旧作業に従事するため
⑦前記のほか、保育に欠けると町長等が認めるもの

募集人員
秋穂保育園九十人 二歳～五歳
大海保育園八十五人 二歳～五歳

次にいずれかに該当し、家庭での保育が困難な児童
①共働きなどで、母親が日中自宅外で労働するため
②母親が内職など、家事以外の労働をするため
③母親がいないため

④母親が出産前後や、病気のため
⑤家庭内に病人があり、母親がその看病に従事するため
⑥現在入園児で、五十八年度も引き続き入園を希望されるかたは、各保育園で申請書を受け取ってく

受付についての注意
①申請書は受付場所に備えています。
②町立東幼稚園の五十八年度園児を、次の要領により募集します。
募集 四歳児

入園許可通知
教育委員会は、二月十四日までに、幼稚園入園許可通知を保護者に送付します。
詳しいことは、教育委員会総務課（電話二二三二・有線一二三四二）へお問い合わせください。

東幼稚園児



持参するもの 印鑑、保育に欠ける事実を証明する書類（内職証明や医師の診断書など）
ご不明な点は、保育園は町民課（有線二三二一）、児童館は社会福祉協議会（有線二三八一）へお尋ねください。

入園資格
①昭和五十三年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に出生した幼児
②秋穂町内に住所を定める保護者と同居している幼児
受付期間 五十八年一月六日から十四日まで

入園許可通知

①昭和五十三年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に出生した幼児
②秋穂町内に住所を定める保護者と同居している幼児
受付期間 五十八年一月六日から十四日まで

持参するもの 印鑑、保育に欠ける事実を証明する書類（内職証明や医師の診断書など）
ご不明な点は、保育園は町民課（有線二三二一）、児童館は社会福祉協議会（有線二三八一）へお尋ねください。

入園許可通知



しめ飾り作り(わら 細工)伝承教室

手作りのしめ飾りでお正月を迎
えましょう。

秋穂町伝承グループの皆さんの
ご指導で、しめ飾り作りの講習会
を次の要領で開催します。チビッ
子の皆さんのお多数の参加をお待ち
します。

日時 十二月二十六日(土)秋穂、
十二月二十七日(日)大海、午前十時
から午後三時まで。

場所 秋穂・中央公民館、大海
・大海分館

昼食は各自持参してください。
詳しくについては、子ども会育成
会長さんにご連絡いたします。

中小企業季節資金 (年末分)の融資

融資対象 次のいずれかに該当
する小規模企業者および組合。た
だし、小規模企業者を除く中小企
業者にあっても、保証協会の保証
をつけ、融資を受けることができ
るもの。

一、年末増加仕入資金を必要とす
るもの。
二、年末諸決済資金を必要とする
もの。

三、年末ボーナス支給資金を必要
とするもの。

資金用途 運転資金

融資限度額 会社および個人は
五百万円(建築工事業などの知事
が指定した不況業種の場合などは
七百万円)、組合は三千万円

融資利率 年六・七五

保証料率(保証協会の保証によ
り融資を受ける場合) 年〇・七五

融資期間 六か月以内

償還方法 原則として一括償還

保証人および担保 取扱金融機
関と保証協会所定の方法

取扱金融機関 山銀、山相、吉
南信金など。

申込先 取扱金融機関または保
証協会。

融資取扱期間 十二月三十日ま
で

たこ作り講習会

創意くふうに満ちた、手作りの
たこ。を新春の大空へ乱舞させ
よう……と思うだけでも楽しくな
るたこ作り講習会を次の要領で開
催しますので、チビッ子の皆さん
の多数の参加をお待ちします。

日時 十二月十九日(日)午前
九時から午後三時まで

場所 中央公民館

申込先

「ふぐ処理師」免許取得の希望者
は十二月十五日までに、山口保健
所食品衛生課(電話山口二二一五
一一一)まで申し出してください。

あります。

あります。